

# 令和5年度第1回文化財保護審議会

日 時：令和5年6月23日（金）午後5時54分開会

場 所：世田谷区教育会館3階「ぎんが」

出席者：（委 員）相澤委員、稲木委員、神庭委員、早乙女委員、重枝委員、外池委員、  
藤原委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員（五十音順）  
（事務局）知久教育政策・生涯学習部長、渡邊生涯学習課長、湖東文化財係長、  
古川民家園係長、桐山郷土資料館長（順不同）

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

資 料：・次第

- ・資料1 事務局名簿
- ・資料2 天然記念物に関する調査及び今後の進め方について
- ・資料3 考古資料「堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器」について
- ・資料4 森巖寺閻魔堂の十王像等の調査について
- ・資料5 旧林愛作邸（旧電通八星苑）の保存に向けた状況について
- ・資料6 重要文化財「大場家住宅」の毀損について
- ・資料7 令和5年度世田谷区民俗調査について
- ・資料8-1・8-2 国登録有形文化財（建造物）の登録について
- ・資料9～11 令和4年度事業報告・令和5年度事業計画

午後 5 時54分開会

○事務局 本日はお忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

4月より教育委員会事務局生涯学習・地域学校連携課長に着任した渡邊です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、開催に先立ち、生涯学習部長の知久よりご挨拶させていただきます。

○事務局 教育政策・生涯学習部長の知久でございます。本日はご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本区の教育委員会では、4月に事務局の組織改正があり、教育総務部と生涯学習部の一部を統合し、新たに教育政策・生涯学習部が発足いたしました。私は、昨年度まで教育総務部長でございましたが、今年度は、生涯学習に関する業務も担当することになりました。よろしく願いいたします。

さて、教育委員会では現在、文化財保存活用基本方針に基づき、世田谷の歴史・文化を次代に継承していくための様々な取り組みを進めております。一方、文化財保護の基幹的な施策である登録・指定制度については、新型コロナウイルスの影響もあり、しばらく新規の登録・指定から遠ざかっておりました。今年度は、これまで調査等にご協力いただきました天然記念物をはじめ、登録・指定の手続きを進めて参りたいと存じますので、引き続きご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、今期の審議会は、今年度末までが任期となっております。現在の委員の皆様は、ご経験も豊富で事務局にとって心強い存在ですが、徐々に世代交代を進めていく必要がございます。今後、個別にご相談させていただければと存じますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

今年度も、審議会以外でのご助言も含め、ご多忙のところお手間をおかけいたしますが、引き続き世田谷区の文化財行政の発展にご協力いただきますよう、よろしくお願い申

上げます。

簡単ではございますが、以上で開会のご挨拶とさせていただきます。

○事務局 続きまして、次第2「事務局紹介」に移させていただきます。資料1をご覧ください。本年4月の組織改正により、組織名が「教育政策・生涯学習部生涯学習課」となり、幹部職員の異動がございました。また、今年度の関係3系の職員体制につきましては、資料のとおりでございます。今年度も、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移りますので、進行を山本会長にお願いいたします。

○委員 それでは令和5年度第1回世田谷区文化財保護審議会を開催します。

現在までのところ傍聴の申込みはありませんが、会議開始後に傍聴の申出がありましたら、その際にお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたいと思います。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いします。

(配付資料確認)

○委員 次第の3、令和5年度第1回議事録署名委員指名ですが、今回は相澤副会長と早乙女委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[承認]

○委員 議事に入ります。報告事項について事務局から報告をお願いします。

○事務局 初めに、「資料2 天然記念物に関する調査及び今後の進め方について」です。天然記念物の登録、指定に向けた調査等の状況と今後の予定についてご報告します。

詳細は文化財係長より説明します。

○事務局 昨年度の文化財保護審議会でご報告した中から、27件を目視調査の対象とし、最終的に調査を行ったのは25件になりました。特筆すべき事項や歴史的背景の有無、望見可否という視点で候補を絞り込み、10月に神庭委員にご協力いただき、現地調査を目視で行いました。その後、25件の中から、神庭委員に指定・登録候補を抽出していただき、第三部会委員からもご意見をいただき、本日は12件の区登録指定天然記念物の候補をご報告いたします。

まず今後の予定ですが、本日ご報告する候補についてご了承いただきました後に、所有者への意向の確認を進めた上で、8月から樹木の最終的な健全度の判断の樹木診断を行います。11月には教育委員会から審議会に対し諮問、1月には審議会から教育委員会への答申を行い、3月には登録・指定の告示と考えています。

別紙1が今回ご提案する候補の12件の資料となっています。

まず登録候補として、松沢病院のタギョウショウですが、アカマツの品種では高さもここまで大きくならないため、非常に優れた樹木であるという評価です。

次が、指定候補となっている代沢にある森巖寺のイチョウです。神庭先生からは、雑司が谷の鬼子母神の大イチョウよりも幹周りが大きい可能性があり、世田谷区の樹木の天然記念物としては突出した存在であろうということで指定候補に挙げております。

次は登録候補で、岡本にある長円寺のキンモクセイです。キンモクセイは園芸の品種で庭木なので、樹高12.7メートルは自然に伸び伸びと育ったものと思われま

次が、岡本にある静嘉堂のギンモクセイです。ギンモクセイも同じく庭木ですので、それほど大きく育つ木ではありませんが、樹高10.5メートル、枝ぶりも非常に見事で、静嘉堂の建物と比べても同じぐらいの高さがある大木になっています。

次が宮坂にある乗泉寺世田谷別院のクスノキです。登録・指定のどちらかで検討としたい樹木です。クスノキは非常に大きくなる木で、通常、幹が真っすぐと高く伸びますが、比較的低いところで大きく2つに分かれております。5階建ての建物が写っていますが、高さははるかに上回るような大木です。

次が登録候補、上馬にある駒留八幡神社にあるクロマツです。クロマツも非常に大きくなる木ですが、その中でも30メートル近くで、境内の中でひときわ目立つ存在となっています。

次は、喜多見にある慶元寺のケヤキ群です。こちらも登録・指定のどちらかで検討できればと思っています。ケヤキは世田谷区の木になっており、非常になじみ深い木ですが、大きな木は少なくなっています。太く大きな木が何本も並んでいるため、喜多見を象徴す

る風景の一部としてもなじみがあるところです。

次は、登録候補で奥沢にある浄真寺のトチノキです。トチノキも大きくなる樹木ですが、23メートルと非常に大きいです。現状、キノコ等が出ており、健全度はあまりよくない状況で、事務局としては一旦候補から外しましたが、第三部会の委員から樹勢を回復、保護していくことも指定登録文化財の意義ではないかという意見もあり復活候補としています。

次も登録候補で、成城3丁目の市民緑地にあるヒマラヤスギ群です。成城住宅地が分譲されたときに、洋館を建てたお宅には3本ずつ苗木を配って植えるよう推奨していました。非常に大きくなる木で、3本残っている場所は他にないかもしれません。真ん中の木が両側の圧で少し衰弱しており、今後伐採の予定ありと伺っているので一旦候補から外しましたが、第三部会委員から3本残っているのは貴重ではないかという話もあって候補としています。

次が豪徳寺にあるモッコクです。庭木なのでそれほど大きくならないですが、12.8メートルとモッコクの中では非常に大木です。大きな洞ができて大分傷んでいる様子もありますが、自ら巻き込みをして現在では健全な状態で生育しています。

次が等々力にある玉川神社のクスノキですが、「とっくりぐす」という愛称が付けられています。名木百選の番外編という位置づけで、指定候補としております。根元近くからごつごつとこぶ状に幹が変形しており、非常に幹回りも太く、樹皮も岩かと思うぐらいの迫力があり、その貫禄からすると指定がふさわしいのではないかとご意見をいただいています。

次が瀬田にある行善寺のヒノキです。通称三又ヒノキと呼ばれていて、ヒノキは比較的長く真っすぐ伸びる木にもかかわらず、かなり低いところからはっきりと三つまたに分かれ、分かれた後に真っすぐにそれぞれが伸びており、畸形樹の中では非常に美しい樹形ということで登録候補にしています。

天然記念物については今回が初めての取り組みで未調査の樹木もあります。今回で終わ

りではなく、引き続き調査を行い登録・指定候補を挙げていきたいと考えています。

別紙2は、第三部会でのご意見をいただいた際のご質問等を掲載しておりますが、割愛いたします。

別紙3に天然記念物を指定、登録した場合の現状変更の考え方について、一般論的な内容を書かせていただいています。他の自治体の例では、剪定や枯れ枝等の処分は現状変更として扱わず、日常の維持の範囲で取り扱っているとのこと。実際の判断については個別に所有者からご相談いただき、所有者と文化財係で協議のうえ、進めていくことになるかと思えます。

また、登録・指定された場合、支援制度についてですが、今回候補の樹木は区のみどり所管で支援している保存樹木にいずれもなっています。保存樹木の場合、樹木の剪定や樹木診断、樹勢回復等の支援が受けられるため、登録・指定による支援は、保存樹木の支援と被らないよう進めていきたいと考えております。説明は以上です。

○委員 ただいま区登録と指定天然記念物の候補案12本の個々の説明をいただきました。この間、神庭委員にはご尽力いただき現地調査等を行って候補を絞っていただいたわけですが、何か追加説明することはありますか。

○委員 国及び都の天然記念物の指定基準をもとに、都内での同樹種と大きさや幹回りを比較し、候補を選定しました。

○委員 条件さえ整えば、この候補を登録、指定に向けて進めていくのか、もっと限定するのか。

○委員 所有者への意向確認、樹木医による樹木診断、11月に諮問、諮問を受けて現地を見るというスケジュールでよいですね。

○事務局 指定、登録に当たっては、現地をご覧いただいた上で答申決定としています。ただ、今回場所がかなり分かれまして、全部ご覧いただくのは難しいかと考えておりますので、指定案件で残ったものを中心に回れるよう考えています。

○委員 委員の先生方も一度ご覧になった上での判断もあるかと思いますので、スケジュ

ールに従って進めていただきたいと思います。この案件について、委員の先生方からほかに何かご意見はありますか。

○委員 11月から12月あたりが実質的な登録・指定の審議になって、1月に答申というスケジュールですか。

○事務局 本日は報告ですが、諮問までまだ時間がありますので、引き続きご意見をいただきながら、反映できる部分はしていきたいと思います。

○早乙女委員 指定の範囲を考えたときに、地上で目に見えている直径1メートルの木が、根っこは5メートル、10メートルと外に広がるわけです。木の指定とは、1メートルのサークルでの指定なのか、広がった根っこの先まで指定なのか、どちらになるのでしょうか。

○事務局 通常、天然記念物の樹木に対して範囲指定はしません。ただ、根はその樹木の生育に影響を与えるため、樹木の生育に影響を与えるような行為は現状変更の許可の判断をすることになります。樹木の見えない部分も配慮しながら、保護、保存をしていくことになるかと思います。

○委員 目に見えないので一般の人たちが掘るとか、その辺は名木百選で規制はないのでしょうか。

○事務局 名木は、選定して周知するだけなので踏み荒らされないように柵を設置するようなことは、文化財登録・指定により支援できるかと思います。

○委員 今後、委員にとっても初めての経験がこれから始まるので、こういうことで一般的に聞かれた場合の予備知識ですが、どのぐらいの本数を目指しているのでしょうか。

○事務局 天然記念物は、動植物や自然に形成されたものが対象になるため、樹木で以外にも可能性としてはまだまだあると考えております。

○委員 いいものは積極的に登録・指定するという姿勢でよいですか。

○事務局 樹木も名木百選だけを取っても150ぐらいあります。公園などの公有地や個人宅などの私有地についても調査は未着手のため、登録・指定も増えていく可能性はあると

考えています。

○委員 まずは、第1回の候補案件なので慎重に進めていただきたいと思います。世田谷の樹木等の天然記念物を含めて登録・指定を推進していくと捉えてもらえればと思います。

○委員 数が多いので全部見ることはできないと言われましたが、世田谷区で用事がある見に行ってみようかといったときに、個人の家だと入れないですか。

○事務局 一般の方がいつでも見られる樹木を今回優先していますので、候補になっている樹木は開門している時間帯であれば、基本的に見ることができます。

○委員 森巖寺のイチョウも見ることができるのでしょうか。

○事務局 開門時間であれば見ることができます。

○委員 スケジュールに従って進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。現地調査については、なるべく多くのものを見させていただくことで対応してもらいたいと思います。

次に進めさせていただきます。事務局からお願いします。

○事務局 次に、資料3「考古資料「堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器」について」をご参照ください。当該土器は区内の発掘調査において出土したもので、大変珍しい遺物であることから、区指定有形文化財の候補とすることをご提案する次第です。

詳細は文化財係長よりご説明します。

○事務局 資料3をご説明します。平成31年に実施した堂ヶ谷戸遺跡第61次調査において、土坑から土偶装飾と抽象文が付された小型の土器がほぼ完形で出土しております。こちらは顔面把手付土器とも称され、顔面部と本体が共に遺存している事例は世田谷区では大変貴重なため、区指定有形文化財の考古資料候補として取り扱いたいと考えています。

概要ですが、所在地、現在は郷土資料館に保管されています。出土の場所は岡本2丁目、時代は縄文時代の中期、大きさは高さが15.4センチと比較的小型なものになっております。ほぼ完形品で出土していることから、今回指定候補の案件としております。



これまで考古資料を有形文化財で指定したものは9件あり、出土品群で一括指定しているものもありますが、8番の奥沢台遺跡の注口土器は1点で指定しています。写真を載せておりますが、今回、現物を持ってきており、少し時間を取りますので、お近くでご覧いただければと思います。

○委員 それでは、ご覧ください。

(顔面把手付土器を確認)

○委員 順番的には注口土器の次の指定ですか。

○事務局 指定一覧の1から9は指定順になっていますので、最後が円乗院の土器一括です。土器の指定候補は、発掘調査により出てくるため、調査の後、少し時間を置いての報告となりますが、今回、天然記念物の案件と一緒に手続きを進めさせていただければと考えております。

○委員 ご意見がほかにならないようであれば、指定の方向で進めていただきたいと思いますが、よろしいですか。貴重な資料なので、指定して多くの方々にご覧いただくことが一番ふさわしいのではないかと思います。

○委員 今年度の指定でよいですか。

○事務局 3月に天然記念物と同時に指定する予定です。

○委員 名前は結局どうするのでしょうか。

○事務局 顔面把手付土器でよろしいでしょうか。

○委員 「土偶装飾付土器」と「顔面把手付土器」という選択肢があったわけですが、指定候補とする際にはどのように名称を決めるのでしょうか。

○委員 正式な名称は確定していないのが現状です。

○委員 顔面把手付にするのであれば、何かそこには理由がほしいと考えております。

○委員 指定の理由の中で名称について触れると、一致した見解が出ていないのでかなり難しい問題になってしまいます。人面が土器に貼り付いているのを顔面把手と呼ぶのですが、これは通称的な言い方です。そのルーツを探ると、土偶の装飾をそのまま土器に貼り

付けたのではないかという考え方も出てくるため、指定理由の中で名称について云々は難しいと思います。私は顔面把手付土器でも構わないと考えております。

○委員 報告書との違いが少し気になります。

○事務局 教育委員会と発掘業者で調査報告書を作成している過程では、顔面把手付土器という表記で進めており、報告書の附編を学識経験者に記載していただいた際に、土偶装飾という表記を使用されたということになります。

○委員 現段階で候補として取り扱ったらどうかというご意見を頂戴していますので、今後指定理由、根拠を明確にしてもらいたいと考えております。

○委員 一般的には指定理由としては、一般的な縄文土器と違って造形的に見事であるとか、縄文中期の土器の特徴をよく示すとか、関東地方の顔面付土器の特徴を表すなど、時代性と造形性を踏まえて、事務局には指定理由は考えてもらいたいです。

○事務局 諮問をした後に指定理由等の案をご提案し、委員の皆様には審議いただきますので、その際はよろしくをお願いします。

○委員 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(3)森巖寺閻魔堂の十王像等の調査について、事務局のご説明をお願いします。

○事務局 資料4「森巖寺閻魔堂の十王像等の調査について」をご参照ください。区内の寺院が所有する彫刻について、所有者の依頼に基づき実施した調査内容をご報告します。

詳細は文化財係長よりご説明します。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。代沢にある森巖寺の境内の閻魔堂に安置している十王像をお寺としては傷みも激しいので修理したい、それに当たって文化財としての評価、判断を聞きたいというご相談がありました。それに基づき、第一部会の稲木先生、相澤先生にご協力いただき、5月に稲木委員ともに現地調査を行いました。また、所有者から文化財登録指定の可能性についても判断を希望されておりますので、本日のご意見を踏まえて、所有者に伝えていきたいと考えています。

森巖寺所有の十王像と、それに関連すると思われる像について、一括で5月26日に現地調査を行いました。なお、法量も非常に大きく分けて考えたほうがよいということで、十王像9軀と閻魔坐像に分けています。調査は文化財係職員に加えて、相澤委員には事前の下見をお願いし、当日の調査には稲木委員、山田磯夫先生と早稲田大学の学部・院生にもお手伝いいただいています。

調査の結果ですが、詳細な報告書は現在作成中のため速報になりますが、依頼のあった十王像9軀については、近世に見られる一般的な作風といえます。保存状態の関係で剥がれてしまっている部分から内刳の銘文等も確認したのですが、特に記載はなかったとのことです。9軀のうち1軀については、法量、構造等も違って、違う時期に違う方が製作したのではないかと考えられます。それ以外の閻魔坐像、奪衣婆、司命、司録等の像も近世のものということですが、造立の時期等は必ずしも同時ではないのではないかとこのご意見もいただいています。このうち、俱生神2軀については、かつての社寺調査の中で十二神将との取扱いですが、今回は俱生神ではないのではないかとこの位置づけで調査しています。また、森巖寺の閻魔堂は、江戸時代後期の新編武蔵風土記稿において松原村のところに、松原村の半田塚に十王の坐像があると書かれており、それとは別に、森巖寺の寺院明細帳に「松原村十王堂 廃止ノ節引受」とあり、この十王像が半田塚にあった可能性があるという歴史資料的な部分も踏まえて銘文等を確認しましたが、結果的には、それをつなぎ合わせるような記録は確認できませんでした。

事務局といたしましては、近世の製作で造形等に特質すべきものが見られないことと、歴史資料的にも明確にできなかつたともあり、登録及び指定候補として扱えないということで所有者にご報告する方向で考えています。本日のご意見も踏まえて報告していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

別紙の画像ですが、資料番号1から9までが十王像の9軀になっており、このうち資料番号7が1体だけ造りと大きさが違う。ほかのものは大体40センチから45センチぐらい、7番は30センチほどで、他の像と作風が異なっています。

資料3ページの②閻魔坐像は2メートル以上ある非常に大きなもので、修理、彩色がされており、ほかの9体とは保存状況が異なります。奪衣婆についても彩色が施されており、昭和32年に修理をしたという銘が残っていました。

○委員 調査をした相澤委員と稲木委員から、価値づけを含めてご意見をお願いできますか。

○委員 仏像としての評価についてですが、閻魔堂の十王に関連する像には、造りが2つのグループからなり、小さい十王の1体は表現的に出来が良く、ほかの司命、司録、俱生神はまた1つのグループを形成して、作風的にも面白く出来が良いと見受けられます。ただ、仏像は80%以上が江戸時代のものが残っていますが、文化財指定の評価は、1つは希少性、非常にまれな特徴を持ったものとか、作者、時代が一番評価に当たる部分ではありますが、そういうところでは一般的なものと捉えられます。また、いわれとして出てきている松原村の十王堂、半田塚に関する銘文は出てきませんでしたが、像に対しての評価とは別に、伝承、いわれ、そこにはこういうものがあつたという歴史的な評価についても、視点として必要ではないかと考えております。像としては特別な評価は感じられないと思いました。

○委員 森巖寺としては修復したいが、あまり価値がないと言われたら修復しないということですか。

○事務局 修復するお考えであると思われそうですが、教育委員会から費用の支援があるのかを含め、登録・指定の可能性について確認されたと考えております。

○委員 江戸時代の中でもどれぐらいの時期か分かるのでしょうか。

○委員 十王像のうちの8体は寄せ木も簡素で新しい、江戸の終わりぐらいの感じがします。小さめの像は、出来からすると江戸の前半ぐらいまでかと思えます。

○委員 資料には法量の記載がないのでどの程度のものなのでしょうか。

○事務局 調査の取りまとめが間に合っておらず、法量等については今回省略しました。

8体は高さ約40センチ、7番のものは約30センチ、閻魔坐像は約2メートル20センチの非

常に大きな像です。奪衣婆が約60センチ、それ以外の司命、司録、俱生神は50～60センチほどです。

○委員 通常、十王は閻魔を入れて十王ですよ。表題の十王像等の等の中に閻魔像を入れている、所有者がそのように認識しているということですか。

○委員 閻魔を含めて十王です。

○委員 (4)調査対象の①十王像(9軀)とあります。十王像が9で、閻魔像が1だと、別々のものになりませんか。

○事務局 紛らわしい表現で恐縮ですが、件名の十王像等の等については、③奪衣婆以下、④、⑤のことを表現しています。ただし、所有者からは、今回十王像の9軀について調査の依頼があり、本来、十王に含まれる閻魔像を分けることにいたしました。①と②を区別したことによって、誤解を招きやすい表現になってしまい申し訳ございません。

○委員 閻魔坐像を紛失したというような話は特にはないですか。資料番号10の閻魔坐像は作られた年代は違うものですか。

○委員 彩色が新しくなっており、明治以降かと思ったぐらいですが、よく確認すると、やはり江戸かなという印象を受けました。表面は昭和の奪衣婆と同時期の修理の彩色なのかもしれません。

○委員 司命、司録、俱生神も含めて、9体の十王像と似ている気もしているのですが、閻魔と奪衣婆だけ違うような、何か経緯がありそうな気がします。

○委員 奪衣婆は昭和32年に修理したと書いてありました。

○委員 彩色は修理したときにつけたものだろうと思いますが、どうでしょうか。

○委員 閻魔と奪衣婆以外は江戸の彩色になります。

○委員 調査結果については森巖寺にはまだ報告していないのでしょうか。

○事務局 審議会に報告後、お寺に報告にすると伝えているため、本日終了後、近々に向いて結果の速報を報告する予定です。

○会長 それでは、そのように森巖寺に報告してもらいたいと思います。

続いて、事務局から報告をお願いします。

○事務局 次に、資料5「旧林愛作邸（旧電通八星苑）の保存に向けた状況について」をご参照ください。当該建築物に関する近代の状況と区で実施した歴史調査についてご報告します。

詳細は文化財係長よりご説明します。

○事務局 資料5をご覧ください。旧林愛作邸（旧電通八星苑）の保存に向けた状況です。駒沢に旧林愛作邸が現存しており、これまで長く広告代理店、電通が福利厚生施設として使用されてきましたが、令和3年に売買があり、現在不動産ディベロッパーが所有している状況です。区としても、この建築物は歴史的資産と位置づけており、売買があった際には保存を求める指針を策定しております。今後、分譲事業が実施されることが想定されていますが、その場合も旧林愛作邸とその周辺環境を保存されるよう、新所有者とも協議してきています。今のところ特に表立った動きはありませんが、これまで林愛作邸についてご報告したことはなかったかと思しますので、このタイミングでこれまでの経過をご報告したいと考えています。

旧林愛作邸ですが、米国の建築家フランク・ロイド・ライトが林愛作のために設計したと伝えられており、敷地2.7ヘクタールがそのまま電通の敷地として残されてきました。

林愛作はニューヨークにいる間に、ライトと東洋美術の売買を通じて知り合い、帝国ホテルの支配人になった後に、新館建設の設計者としてライトを日本に呼び寄せた人物です。日本に何棟かライトの作品が残っていますが、そのきっかけをつくったのが林になります。林は支配人を辞任することになり、ライトも帰国してしましますが、帝国ホテル新館は竣工し、現在は取り壊され玄関が明治村に移築されています。ライトが日本とアメリカを行き来していたのは大正5年から11年までですが、その間の大正6年から8年の間に林愛作邸が建築されたと考えられます。

記録調査と歴史調査を行い、その結果は東京都及び文化庁に進達し、本年3月に文化庁の調査官が現地確認に来られました。文化庁からは、国内ライト作品の重要文化財2棟と同

様の価値が認められるという見解もいただいたところです。現在の所有者に対しては、文化庁の見解も共有しながら、文化財指定による適切な現地保存を働きかけており、それに対しては前向きに取り組んでいただいていると思います。

今回資料に添付しておりますのは、令和3年に実施した調査報告の概要版になります。先ほどの説明と重なるところは割愛しますが、林愛作邸は朋来居という名前がついており、大正6年にライトが基本計画図を作成したことは、はっきりしています。平屋の木造の建物で、規模はそれほど大きい建物ではありませんが、敷地は非常に広く、駒沢公園に隣接しています。駒沢に林愛作邸が建った事情としては、林がアメリカ時代にゴルフに親しんでおり、日本に戻ってきた後に、日本人のためのゴルフ場を造ろうと考えている方々と一緒に場所探しを行い、現在の駒沢公園に東京ゴルフ倶楽部を創設し、隣地に自宅を建てて社交場のような形で使っていたとのこと。ライトが関与した建築物ですので庭も含めて近代の貴重な遺構としてできるだけ保存し、今後、文化庁の見解どおり文化財指定の方向で文化財係としても取り組んでいきたいと思っております。

なお、調査報告書の概要版に、今回調査の中で林さんのお孫さんより古写真を提供いただきカラー化しております。今後の復元考察等で非常に役に立つ資料も入手することができました。

今回は現在の状況の報告とさせていただきます。

○委員 堀内委員、旧林愛作邸は、よく見ているのでしょうか。

○委員 調査自体には参加していません。過去2回、見学しております。

○委員 文化庁も価値が高いと認めているようですが、区としても指定の方向へ持っていきたいということですか。

○事務局 文化庁からもお墨つきの見解をもらっていることは所有者に伝えており、区としても、ぜひとも指定への同意をご検討いただきたいことは伝えてあります。

○委員 区に買ってほしいという話になる可能性はあるのでしょうか。

○事務局 今のところ、所有者からはそういった話はありません。区としても、全体を買

い上げるのは厳しいかと思います。今のところ、分譲事業と共存させる形で保存したいという意向であると伺っています。

○委員 不動産ディベロッパーは現状利用していないのでしょうか。

○事務局 今は仮囲いし、建物は保存していますが現状維持しているだけの状態です。

○委員 令和3年にどの程度の調査を行ったのかが一番関心があって、3ページの平面図も基本全部推定になっております。過去2回見学したときに、確かに新しい部分があるというのは目視で分かります。詳細な調査を行うべきと考えますが、小屋組はやりましたか。

○事務局 屋根裏は確認してもらっています。

○委員 図面は取りましたか。

○事務局 小屋組みの図面までは取れていません。

○委員 建築を担当する審議会委員としても、そこが全く分かっていないので、きちんと調査していただきたいなと思います。推定が多いのは物件的に仕方ないと思います。しかし、調査結果という成果を区としてもできるだけ出していかないといけないと思いますので、今後調査会のようなものを立ち上げたほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局 今回の調査は緊急調査的な位置づけで行ったものです。文化庁の調査官に追加調査が必要であれば実施すると伝えましたが、今の時点では追加調査しなくよいのではないということでした。今後、文化財指定された後には、どのように保存、修理をしているのか、保存活用計画等をつくりながら調査していくという課題ははまだ残されている状況です。

○委員 敷地が広いので分譲計画になるとバッティングすると思いますが、区は建物と同時に庭園も保存することを業者に提案するのですか。

○事務局 現地は大分改変されている状況ですが、建築当初のまま残っている部分もあるので、保存すべきなのは建物だけではないことは当初から強く働きかけています。

○委員 基本的に現地保存を考えるわけですか。



○事務局 現地保存のみと考えています。

○委員 移築とかは考えないのでしょうか。

○事務局 所有者も分譲事業との両立を検討しているものと思っています。

○委員 引き続き保存を働きかけていただければと思います。

○事務局 所有者側でも、現地保存と分譲を両立に向けて検討していますので、そこに期待しながら、こちらからも働きかけを強めて現地保存を確実なものにしていきたいと考えています。

○委員 よろしいでしょうか。慎重に当たっていただきたいと思います。

次に、重要文化財「大場家住宅」の毀損についてお願いします。

○事務局 次に、資料6「重要文化財「大場家住宅」の毀損について」をご参照ください。本件は、1年前の審議会においてご報告した内容の現状報告となります。

詳細は文化財係長よりご説明します。

○事務局 資料6をご覧ください。重要文化財「大場家住宅」ですが、1年前に隅木が折れて、茅葺の屋根が下がっているとご報告しました。その後、原因の究明、修理方法の検討等を行っており、その状況等をご報告します。

原因の究明については確定に至りませんでした。今後、修理する段階で分かってくることもあるかと思いますが、強度が不足している部分もあったため、再度構造計算を行っております。また修理検討委員会での調査の結果、虫害の可能性は低いという意見が出ました。

文化庁とも協議し、折れた部分の断面を確保し新しい材料に置き換えることで、当面の対症療法的な修理を行います。根本修理は次の葺替の際に行うべきであるという助言もあったため、来年度、国庫補助事業で暫定修理を行う方向で、進み始めたところです。資料記載の図と写真は昨年度ご報告したものです。

説明は以上です。

○委員 大場家住宅の毀損についての現況の報告でした。何かご意見、ご質問はありますか

か。現状は、前と同じように支えているということですね。

○事務局 はい。

○委員 結局、根本原因が分からないという結論になったということでしょうか。

○事務局 今のところ突き止められていない状況です。

○委員 今後の具体的な話で、対症療法的とはどの程度のことを考えているのか、次の屋根の葺き替えは10年後なののでしょうか。場合によっては隅木を全部取り替えないといけな  
い気がします。その2点について分かる範囲でお願いします。

○事務局 根本修理については、葺き替えただけなので、およそ30年のスパンで通常ど  
おりのスケジュールとなります。来年度行う対症療法的な修理の部分等については、担当  
学芸員から具体的に説明いたします。

○事務局 現在折損している隅木については、断面が不足しているので有効な断面積の新  
補材に取り替える内容になっています。出桁は腕木と隅木で支えています非常にバラン  
スが悪いため、折損した部分の上に束を立て、新規に補強用の材を入れ、当面四隅を固め  
るとい方向で、今計画を進めているところです。

○委員 それで30年もたせるのでしょうか。

○事務局 茅を葺き替える際に屋根材を解体することになるかと思えます。その際、改め  
て構造計算等もやり直して、どこに何の原因があったのか突き止めて、構造的な補強を検  
討すべきという指導を受けております。

○委員 今回の方針を記録として残していただければと思います。

○事務局 折損した隅木等も現地で保管するので、解体修理のときには再度それを引っ張  
り出して検討することになると思えます。

○委員 新しいものに変えるのは実は簡単です。古いものをもたせる技術やメンテナンス  
は、物すごく意義のある話のため、しっかりやるべきと考えています。

○委員 事務局と所有者で協力し、これから修理案をどのように策定していくかというこ  
とになろうかと思えます。

続いて、(6)令和5年度世田谷区民俗調査についてお願いします。

○事務局 次に、資料7「令和5年度世田谷区民俗調査について」の資料をご参照ください。令和元年度から実施している民俗調査について、今年度の予定をご報告します。

詳細は文化財係長より説明します。

○事務局 資料7をご覧ください。令和元年度から山本質素委員を中心に民俗調査を続けています。ただし、令和3年まではコロナの関係で聞き取り調査もままならず、昨年度から少し件数も増えてきましたが、予定していた原稿執筆を延期してきたところです。令和5年度は、これまでの調査に加えて補足的な聞き取り調査を実施した上で、調査団の先生方に報告書刊行に向け原稿執筆していただく予定です。

昨年度の実績ですが、18回にわたって計51名の話者から多岐にわたるお話を伺えました。資料冒頭に記載の昭和52年から実施した民俗の総合調査という形は難しい状況になっており、先生方には限られた情報を駆使していただきながら、山本先生のお考えのもと、現在の世田谷の民俗をまとめていただくということでお願いしています。令和6年度に編集、刊行まで行きたいと考えています。

○委員 山本委員、何か補足はありますか。

○委員 前回ご説明したとおり、総合調査ができない環境の中で、時代と生活の変化、民俗の変化と焦点を絞って課題を見つけながら、それを把握して、捉えて、整理していく調査になると思います。民俗調査は対面調査が主な方法ですので、コロナの影響を受けたため、現在は調査の数を重ねている段階です。今年度に執筆して、来年度の刊行を念頭に置きながら進めていくつもりで努力させていただきたいと思います。

○委員 資料に「著作権等の整理、調整等を予定している」という文言が今回出てきたのは、何か著作権に関する取り決めがあるのでしょうか。

○事務局 近年、著作権について非常に関心も高まっていますし、こちらとしても執筆していただいた原稿の利用方法や取扱いについては厳密に行っていかななくてはいけないと考えております。あらかじめ執筆いただく先生方と成果物の利用方法について一定の取決め

をした上で、編集を進めていかななくてはならないと考えています。

○委員 報告書は紙媒体で、ウェブで公開するときは、別の著作権の許可を本人に取らなければいけないので、なかなかややこしくなるかと思います。区としても、今後、刊行物以外にも利用することがあると思いますので、紙媒体で刊行する段階で著作権を整理し、トラブルが起きないようにお願いします。

○委員 民俗調査の調査団で先に著作権の整理、調整を行うということでしょうか。それとも、全体として足並みを揃えるということでしょうか。

○事務局 基本的な考え方はすべての刊行物で同じものになると思いますが、直近ですと、民俗の調査報告書が最初になるかと思います。

○委員 1つ確認させていただきたいのですが、民俗で約束した著作権に関する執筆要項、内容は他の執筆案件に及ぶのでしょうか。

○事務局 著作権は丸々いただくことはできないものですので、利用許諾契約という形で、利用方法をある程度限定した取決めを先生方個人と契約とさせていただくことを考えております。

○委員 最初だからといってモデルになるということでしょうか。

○事務局 モデル的な利用許諾契約書は既に存在しておりますが、民俗調査の執筆での事例を根拠に、今後一切同様の内容にしていくことは全く考えていません。

○委員 これから民俗調査の委員とも検討しながら、民俗調査報告書に関する独自の取り決めということよろしいでしょうか。

○事務局 そのとおりで問題ありません。

○委員 それぞれの分野ごとに基準があると思いますので、調整しながら進めていただきたいと思います。

○委員 では、(7)その他報告事項に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 次に、その他報告事項の「区指定有形文化財「S家住宅」の現状について」ご報告します。なお、本件の資料はございません。

文化財係長より口頭にてご説明します。

○事務局 12月にS家住宅の現地確認に合同部会で多くの先生にご参加いただき、現地を見ていただきながら調査の必要性や文化財としての価値の位置づけについて意見交換したところです。その後、所有者の開発、分譲の計画が動いておらず、その後の報告ができる進展がないので、動きがありましたら今後の審議会でご報告させていただきます。

○委員 S家住宅は委員の先生方にご覧いただいたのですが、その後、あまり動きがないとのことで、S家でもどういう分譲計画にするとかまで話は出ていないのでしょうか。

○事務局 どこまで残せないかという具体的な計画まで現在まだ進んでいない状況です。

○委員 それでは、慎重に当たっていただきたいと思います。

続いてお願いします。

○事務局 次に、資料8-1及び8-2「国登録有形文化財（建造物）の登録について」ご説明します。昨年度、新たに3件の登録有形文化財が追加となったのでご報告します。

詳細は文化財係長よりご説明します。

○事務局 資料8-1、8-2を併せてご報告します。国の登録有形文化財の建造物は、今回から審議会でご報告をしていこうと考えています。

8-1ですが、松原1丁目のK家住宅です。こちらは官報告示されており、登録原簿に登録されています。松原1丁目にある昭和5年の建築で、中廊下型の洋館付きの和風住宅となっています。登録申請の図面作成と所見は堀内先生にお願いしています。

続いて8-2は、それより1つ後の文化審議会でご報告はされていますが、現在告示待ちという状況になっています。1件は代田6丁目にあるH家住宅で、門と塀も別件として登録されています。昭和11年の建築で、下北沢駅の近くの守山公園分譲地に建っています。こちらの中廊下式の和洋折衷の建築となっています。

もう1件が、上野毛2丁目にあるブルーボックスハウスです。国分寺崖線の真ん中に四角い箱を差し込んだような形になっており、非常に個性的な目立つ建物です。宮脇檀さんの設計で、昭和46年と比較的新しい建築年代になっていますが、所有者で文化財の基準で

ある50年が経過するのを待って申請された物件です。H家住宅についても堀内先生にご協力いただいています。

今後とも登録文化財が増えましたらご報告していきたいと思います。

○委員 堀内委員、何かありますでしょうか。

○委員 国の登録の話は今後どんどん報告していただければと思います。

この場を借りて、戦後の新しい物件を今後ターゲットに何年かかけて収集したいと個人的に前から思っています。戦前もちろん大事ですが、こういう例を起爆剤として、文化財係としても戦後の建築の悉皆調査計画等、アクションを起こしていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○事務局 文化財の年代もどんどん下っていくので、調査、把握しなければいけない物件は増えていきます。先生のご意見を伺いながら、今後取り組んでいきたい課題です。

○委員 よろしいでしょうか。

それでは、その他報告事項③事業報告と事業計画について、事務局からお願いします。

○事務局 資料9から11、「令和4年度事業報告・令和5年度事業計画」について、文化財係、民家園係、郷土資料館の順に各係長よりご説明します。

○事務局 資料9、文化財係です。保存事業については、浄真寺三仏堂、安藤家の内倉等の修理事業を行いました。発掘調査の実績は、資料のとおりです。

普及・啓発活動についても様々なジャンル、対象の事業を実施しています。また、「喜多見のまむしよけ」や「静嘉堂文庫」の動画を新たに制作しております。

令和5年度の計画ですが、保存事業としては、等々力溪谷三号横穴墓、浄真寺三仏堂の工事等を行います。

普及・啓発事業では、5ページの文化財ボランティアの拡充で、今年度から大場家住宅の座敷への来客の受入れということで、公開サポートのボランティア活動を実施する予定で、現在準備を進めています。文化財係は以上です。

○事務局 続いて、民家園係の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画についてご説

明します。

資料10をご覧ください。最初に令和4年度事業報告ですが、開園状況は両園とも主屋内の入場を一部制限していましたが、5月8日以降制限をほぼなくして対応しています。事業は2番以降に書いてある内容について、当初計画していたものをほぼ実施することができました。加えて、夏休みに昔の農村体験として農家の仕事や道具の使い方の体験事業を新たに実施しました。詳細については資料をご覧くださいと思います。

3ページ、令和5年度事業計画については、今年度も昨年度同様の内容で進めていく予定になっております。

4ページの8、民家園改修工事の2つ目、旧加藤家の茅葺屋根改修工事については、民家園開園後、初めて全ふき替えを行う予定で今週から足場組みを始めています。7月の屋根の解体に合わせて見学、体験の事業も実施する予定です。

民家園係は以上になります。

○事務局 引き続き、郷土資料館の説明に入る前に資料11の訂正をお願いします。訂正箇所は3ページの4、社会科見学出張授業の内容記載欄、「大場」代官屋敷見学時の解説を、「世田谷」代官屋敷見学時の解説と、訂正をお願いします。お手数おかけします。

郷土資料館の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画についてご案内申し上げます。令和4年度事業報告ですが、当館の例年の活動事業としては、歴史講座や野外歴史教室など、1ページ記載の8つの事業となります。令和4年度は、歴史講座をはじめ、体験教室、特別展・季節展・ミニ展示の開催を郷土資料館大規模改修工事を行った関係で全て中止としています。昨年度実施した事業は、野外歴史教室を3つ開催しています。実施した教室のテーマ、開催日、参加人数は資料記載のとおりです。地域行事他として消防訓練を資料記載のとおり取り組んでいます。なお、例年対応している博物館実習をはじめ、地域行事との連携は郷土資料館大規模改修工事のため実施を見送っています。学校連携事業は社会科見学の受入れを11校、1147人、学校への上出張授業を10校、1226人で対応したところです。刊行物とその他は資料記載のとおり対応を行ったところです。令和4年度事業

報告については以上です。

続いて、2ページをご覧ください。令和5年度事業計画になります。郷土資料館は大規模改修工事实施に伴って、昨年度に引き続き今年7月末まで休館とさせていただきます。改修工事は令和4年3月中頃に竣工しており、現在は再開館に向け常設展示などの準備を行っています。大規模改修工事で更新された主な設備ですが、高圧受変電設備の総取替え、自動火災報知設備といった電気関係設備、また、空調設備や給排水設備、本館の多機能トイレの整備など、機械関係設備の更新を行っています。さらに、屋上の防水改修工事、展示ケース内の環境改善といった建築関係の整備などを資料記載のとおり行ったところですが、大規模改修工事に伴い長期にわたる休館となり、当館を利用いただく皆様には大変ご不便をおかけしているところですが、本年8月1日に常設展示のリニューアルを伴って再開館する予定です。

次に、令和5年度計画事業のご案内ですが、1の講座に関係するものとしては、古文書講座①をはじめ、5つの講座を資料記載のとおり企画しています。

資料2ページから3ページをご覧ください。2の野外歴史教室は11月開催を2つ企画しています。3の展示関係ですが、郷土資料館のリニューアルオープン記念行事として位置づけた展示を2つ予定しています。1つ目は、平成30年度から昨年度までの5年間をかけて修復に取り組んできた重要文化財野毛大塚古墳出土品を展示する企画で、再開館の8月1日から10月22日まで開催予定としています。2つ目は、毎年実施している特別展を位置づけまして、今年度は「館蔵品でみる宗教美術の造形（かたち）～仏教美術を中心に～」というテーマを設定し、10月28日から12月28日までの期間を開催予定としています。季節展としてボロ市の歴史を1月9日から28日まで、ミニ展示として「すこし昔の暮らし」をテーマとして1月9日から3月末日まで開催予定としています。4の社会科見学・出張授業ですが、当館職員による子どもたちへの学習支援として、世田谷代官屋敷見学時の解説や、学校へ出張して区の歴史や昔の暮らし、小学校近傍の町の成り立ちに簡単に触れるようなことも加えた授業対応を通年受付し対応していきます。5のその他は地域行事のボロ



市と連携、6の刊行物は資料館だよりの発行を記載のとおり予定しています。

郷土資料館の説明は以上です。

○委員 各分野別の令和4年度事業報告と令和5年度事業計画の説明でした。何かご質問はありますか。

その他報告事項についての報告は終わりました。本日の議事はこれで終了しますが、事務局から何かありますか。

○事務局 今年度の審議会の予定についてご報告します。今年度は登録、指定の案件がありますので、今後、諮問後に全体会を開催する予定です。その後は、合同部会において現地確認と答申の検討を行い、年明けに答申のための全体会を予定しています。その都度、日程調整の上、開催したいと考えていますのでご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員 今後の審議会の予定については、事務局と委員の先生で調整をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、本日の令和5年第1回文化財保護審議会を終了したいと思います。円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

午後8時8分閉会